

障第41号
平成31年4月5日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令等の
公布について（通知）

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	田邊
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		